

# 第4節 同和問題

## 1 概要（ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課）

同和問題の早期解決は、国や地方公共団体の責務であると同時に、日本国憲法によって保障された基本的人権の確立にかかわる重要な課題でもある。

堺市では、同和問題の解決を市政の重要施策として、国・府の同和対策審議会並びに本市同和対策協議会（平成14年10月から堺市同和行政協議会に変更）の答申の趣旨に沿って、同和地区の生活環境の改善や地区住民の自立と自己実現の促進のための生活基盤の安定・向上及び啓発等の事業を積極的に推進してきた。

現在においては、平成14年2月に堺市同和対策協議会から、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の「堺市における今後の同和行政のあり方について」の意見具申を受け、平成16年3月に改定された「堺市同和行政基本方針」に基づき、これまでの成果を損なうことのないよう、様々な課題の解決に向けて、一般施策による人権尊重の視点に立った取組を総合的かつ計画的に推進している。

## 2 歴史と取組（ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課）

### (1) 歴史

昭和 35年 5月 住宅地区改良法の制定

10月 改良地区1次指定を受ける。

地区1次指定時は9.94haが地区指定され、不良住宅は、総住宅数778戸に対して631戸、不良住宅率は81.1%であり、老朽化した住宅が雑然と建築されていた。道路・排水設備等の整備も遅れ、狭い路地が多く消防車も入れない状態であり、また保健衛生上からも憂慮すべき状態であった。

40年 8月 国の同和対策審議会より答申が出される。

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。……その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

44年 7月 同和対策事業特別措置法の施行

10月 大阪府同和対策審議会より基本方策について答申が出される。

45年 5月 堺市同和対策長期計画策定委員会を設置し、基本構想を策定

（次頁に続く）

(前頁の続き)

46年 4月 改良地区2次指定を受ける。

地区2次指定時は新たに11.20haが地区指定され、不良住宅は、総住宅数559戸に対して515戸、不良住宅率は85.0%であった。これにより、地区2次指定時点では、延べ21.14ha内に不良住宅は、総住宅数1,377戸に対して1,146戸、不良住宅率は83.2%となった。

8月 堺市同和対策長期基本計画を策定

47年12月 堺市同和対策事業総合計画を策定

計画面積 27.1ha、計画人口 7,500人、2,422世帯

同和対策は、①生活環境の改善②産業の振興、職業の安定③教育の充実④人権擁護活動の強化⑤社会福祉の増進等を内容とした総合対策でなければならず、計画は単に地区の解放計画だけにとどまらず、本市全体の都市行政の一環として、また住民のための住民本位の健康にして文化的なまちづくりの課題として取り組むべきものである。その対策は有機的かつ計画的に実施しなければならないという考えに基づいて策定され、以後この計画を指針とし、市の最重点施策として各事業を進めた。

☆計画の具体例 生活環境改善事業

事業名	完了	事業名	完了
住宅建設	2,218戸	公園整備	8ヶ所 (1.77ha)
駐車場整備	1,680台	上水道整備	3,519m
道路整備	4,417.5m	下水道整備	8,920m

\*住宅建設戸数は、地区内人口の減少等により2,422戸から2,218戸に変更した。

54年 4月 同和対策事業特別措置法が3年延長される。

56年 4月 土地利用計画の見直し (計画面積を32.1haに変更)

57年 4月 地域改善対策特別措置法の制定

62年 4月 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の制定

平成 4年 3月 同法が一部改正され、5年間延長される。

9年 3月 同法が一部改正され、5年間延長される。

10年 3月 堺市同和行政基本方針の策定

11年 3月 堺市同和行政推進プランの策定

14年 2月 堺市における今後の同和行政のあり方について(意見具申)

3月 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効

16年 3月 堺市同和行政基本方針の改定

3月 各分野における今後の施策の推進方向の策定

28年12月 部落差別の解消の推進に関する法律の施行

## (2) 本市のこれまでの取組

同和問題を解決するためには、生活環境の改善等実態的差別の解消を図ると同時に心理的差別の解消を図ることが不可欠である。そのため、本市では上記のように昭和47年に総合対策として堺市同和対策事業総合計画を策定し、地区住民に対する差別意識の解消と地区住民の自立と自己実現を促進するための諸条件を整備することを目標に事業を進めてきた。

平成5年に実施された総務庁の実態調査結果によると、住民の生活や健康水準の向上、若年層における就労の安定、教育水準の一定向上、市民の同和問題に関する理解の進展等の成果がみられた。しかしながら、高等学校や大学への進学率に見られる教育の問題、中高年齢層における不安定就労の問題、また、結婚問題を中心に依然として市民の差別意識の解消が十分に進んでいない状況もみられ、今後解決すべき課題も残っている現状が指摘された。一方、当初計画していた住宅建設をはじめとする生活関連基盤の整備や各公共施設は整備され、平成9年度末までに生活環境改善事業はすべて完了した。

一方、同和行政の推進にあたっては、より広く市民の理解を得て、総合的かつ効果的な同和行政の推進に資するため、昭和52年12月に市長の諮問機関として堺市同和対策協議会(平成14年10月から堺市同和行政協議会)を、また同和対策事業の早期達成を図るため昭和60年4月に堺市同和対策推進特別委員(平成8年11月から堺市同和行政推進委員)をそれぞれ設置した。本市は、同和対策協議会より出された数次にわたる答申に基づいて、実態的差別の解消を図るための諸施策の推進、また、人権意識の高揚を図り、同和問題に対する正しい理解と認識を深める啓発活動を積極的に進めてきた。

平成8年の国の地域改善対策協議会の意見具申では、「同和問題は多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、依然としてわが国における重要な課題である」とし、その解決にあたっては、「従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難である」と指摘された。

本市においても、これまで実施してきた同和対策事業の成果の上に立ち、未来を展望した同和問題解決の新たな方向性を見極めることが重要であることから、平成9年2月に堺市同和対策協議会から出された「堺市における今後の同和行政のあり方について」の答申の趣旨を踏まえ、人権の視点から総合的な行政を推進するため、平成10年3月に「堺市同和行政基本方針」を策定し、さらに平成11年3月に同方針の具体化のための分野別「堺市同和行政推進プラン」を策定した。

これら基本方針、推進プランに沿った施策展開を進め、一般施策の有効かつ適切な活用を図り、同和対策事業の改革に取り組んできた。

## (3) 特別措置法失効後の同和行政

同和問題解決のための取組は、本来一般施策で実施すべきものであるが、地区の生活環境改善や地区住民の生活向上が緊急の課題であったこと、また、こうした課題に当時の一般施策が十分に対応できなかったことから、これまで地区や地区住民を対象に特別措置として実施してきたものである。つまり、緊急の課題として、また、一般施策を補完するために対象を限定して取り組んできたことにより、生活環境改善や住民の生活の向上に極めて大きな役割を果たしてきた。

このように実施されてきた同和対策事業であるが、その根拠となった法律(地域改善対策特定

事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律)が平成14年3月末に失効し、特別措置としての「同和対策事業」は終了した。

このような中、平成14年2月に堺市同和対策協議会から、平成9年2月の答申以降の社会経済情勢の変化、平成12年5月に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」結果などを勘案した法失効後の同和行政のあり方についての意見具申「堺市における今後の同和行政のあり方について」を受けた。

この意見具申の趣旨を踏まえ、平成16年3月、「堺市同和行政基本方針」を、また「堺市同和行政推進プラン」は「各分野における今後の施策の推進方向」として改定した。

本市の同和問題解決のための施策としては、同和地区や同和地区出身者に対する結婚や就職等に現れる差別意識や忌避意識の解消、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすための人権教育・啓発の推進及び人権相談の充実や市民交流の促進を図るコミュニティ形成をすすめている。また、実態等調査や人権意識調査の結果に現れている様々な課題の解決に向け、これまでの成果を損なうことのないよう、財政状況をも考慮しながら、一般施策による人権尊重の視点に立った取組を総合的かつ計画的に推進している。

また、平成19年1月に施行した「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」、令和4年3月に改定した「第3期堺市人権施策推進計画」に基づき、人権が文化として確立された社会を実現するための取組を進めている。

一般財団法人堺市人権協会（平成24年4月に堺市人権地域協議会から発展改組）については、本市における同和問題解決のための施策をはじめ人権施策を推進するための協力機関として位置付け、効果的な施策の実施をめざし、今後も相互連携を図る。

また、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、本法の基本理念にのっとり、国及び他の地方自治体との連携を図りつつ、引き続き同和問題解決のための施策を推進している。

### 3 人権ふれあいセンター（愛称：あいてらす堺）

基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、同和問題をはじめ、全ての人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育及び人権啓発並びに市民交流を推進することにより市民の福祉の向上を図るための総合施設として設置している。

#### ①施設の概要（指定管理者：JSAグループ）

所在地	堺区協和町2-61-1
電話番号	245-2525
敷地面積	11,958㎡
建築面積	3,013㎡
延床面積	6,440㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
開設年月日	昭和49年10月15日 平成27年4月1日屋内施設リニューアル 平成30年4月1日屋外施設リニューアル
休館日	月曜日（ただし、祝休日の場合は開館）、年末年始、臨時休館日



人権ふれあいセンター

#### ② 事業の内容

##### ア 舳松人権歴史館（1階）

堺の被差別部落の歴史を通して、部落問題を自分の問題として学び、「差別をなくそう」「自分は差別をしない」と決意するための拠点施設である。部落差別の撤廃と人権の確立をめざして、歴史資料を調査・収集・保存・研究し、その成果を展示公開・情報提供する。

##### ○ 常設展示・特別展示（企画展）

常設展示は、くらしなどの様子を再現する「再現展示」と歴史資料をみる「情報展示」で構成している。

「くらし」「しごと」「歴史」「教育」「啓発」及び「阪田三吉記念室」の各コーナーで構成している。より学習を深めるために、情報バインダーとコンピュータによる情報検索装置を設置している。

また、特別展示（企画展）は同和問題をはじめ、広く人権問題への理解が深められるようなテーマを企画し、企画テーマに関する講演会及び学芸員による解説を実施することにより、人権問題の啓発と学習の場の提供を行う。

##### ○ 館内外案内事業

- ・来館者への解説を通して、同和問題の正しい理解を深め、人権問題の解決に資する情報を提供する。
- ・地域内を中心とするフィールドワークを行い、人権関係施設、地域内の歴史的経緯などの説明を通して、同和問題をはじめすべての人権問題についての正しい理解を得る。



○ 人権資料・図書室

人権関係資料の収集や、市内各図書館とのネットワーク等を活用した情報提供を行っている。

**イ スポーツ・文化交流ホール（2階）**

○ スポーツ交流事業

定期教室・健康ひろば・トレーニング講座・ジュニアスポーツ教室等

○ 文化交流事業

・講習事業

生涯学習活動を通して、市民の人権啓発及び相互交流を促進し、生活・文化の向上に資する基礎的な学習機会を提供する。

・識字事業（堺識字・多文化共生学級「つどい」）

部落差別や様々な原因で習得できなかった読み書き等の力を、仲間と一緒に身につけ、自己実現を図る。また、お互いの歴史や文化を認め合い、共に生きる力の向上を図る。

○ 青少年交流事業

ふれあいキッズ講座・学習支援事業・ミュージック講座等

○ 家族ふれあい事業

クッキング・天体観望会等

**ウ 相談ホール（3階）**

総合生活相談(福祉・進路等)・人権相談・弁護士相談事業

地域住民をはじめ市民の生活上の様々な課題やニーズを発見し、自立支援及び生活の向上、人権問題の解決に資するため、総合生活相談(福祉・進路等)・人権相談・弁護士相談事業を実施している。

**エ 貸館事業**

ガイダンスルーム兼視聴覚室、メインホール、多目的室、学習室（3室）、和室（茶室）、調理室、音楽室、トレーニング室、運動広場、テニスコート、テニスコート兼フットサルコートを貸館し、広く市民のコミュニケーションの場として、また啓発の場として各種の集会・研修会・講演会・学習会等の利用に供する。

**オ 啓発・交流事業**

○ ふれあいフェア

広く市民が人権意識の高揚を図り、人権問題の解決をめざし各種事業を実施している。フェアはこうした事業の紹介を行い、広く市民の積極的参加・交流を促し、差別の撤廃に向け、より一層の正しい理解を得ることを目的に実施する。

○ 啓発誌の発行

人権ふれあいセンターだより「ふれ愛」「おあしす」を発行して、施設利用や事業参加を促進し、交流を図る。

※ ふれあい教育相談事業（教育委員会 学校教育部 教育センター）

（第20章20-14頁参照）